

川崎市指定特定非営利活動法人審査会答申の概要 ～特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について～

答申の背景

- 平成24年7月に、「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」(基準条例)を制定し、NPO法人の「条例指定制度」を導入してから、4年を経過。
- 現時点で、条例指定法人は6団体となっているが、**最近は年度ごとの指定件数が減少。また、昨年度は指定取消しも発生**
- 「川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会報告書」(平成26年11月)や「川崎市協働・連携の基本方針」(平成28年3月)を踏まえ、**新たな支援手法の開発・活用や協働・連携の担い手となる主体の基盤強化に取り組むこととしており、「川崎市総合計画」においては、こうした取組の成果を測る指標として「市内認定・条例指定NPO法人数」を設定** ⇒ 平成37年度までに30団体以上

基準条例制定時の附則の検討規定 = 「特定非営利活動促進法及びこの条例の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

◆基準条例附則の検討規定を踏まえ、本年4月に審査会に対し、制度運用の方向性や具体的な取組について諮問

↓
◆審査会において、4月以降、検討・審議を行ってきた結果をとりまとめたもの

※審査会は基準条例に基づき設置された附属機関。指定NPO法人の審査のほか、指定NPO法人に関する重要事項を所掌

検討に当たって考慮すべき状況

- 平成24年7月の制度導入以後、最近は年度ごとの指定件数は、減少傾向。また、昨年、資産管理が不正であったことにより指定取消が発生

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	現在
指定2	指定3	指定1	指定1 取消1	6団体

- 認証法人数に占める認定・条例指定法人数の割合は、県内のNPO所轄庁では低い状況 (H28.1.31現在)

神奈川県	横浜市	相模原市	川崎市
4.6% (68団体 / 1,465団体中)	3.4% (49団体 / 1,448団体中)	8.0% (16団体 / 200団体中)	2.5% (9団体 / 353団体中)

- 各自治体における指定基準(地域からの支持の実績)については、各自治体の考え方により様々なパターンがある中、川崎市は当該NPO法人に対して寄附や会費を支出した川崎市民の数で判定。この基準だけで判定しているのは、神奈川県内では川崎市のみ。
- 条例指定の取得意向があるNPO法人において、条例指定の取得にかかる手続の負担、基準への適合状況を自ら判定しづらいこと、そのほか法人運営の基本的な事項が指定申出に当たったハードルとなるケースが見られる。
- 条例指定NPO法人の寄附受け入れ状況は、平均的には一般の認証NPO法人より高い水準で推移しているものの、個々のNPO法人の状況を見ると一律ではなくそれぞれの事情や取り組み方によって差がある状況
- 本年6月、NPO活動の一層の健全な発展を図るとともに、NPO法人の運営の透明性を図る観点から、認証手続の簡素化、貸借対照表の公告義務付けなどを内容とするNPO法改正が成立

制度運用上の課題

指定基準・手続	・自治体によって様々な指定基準がある中、本市の基準の考え方の整理が必要 ・法人においては、手続の負担感、基準の自己判定の難しさ等により申出を躊躇
条例指定の効果	・条例指定を取得することにより認定取得の機会が広がっているものの、寄附の促進という点では、まだ効果は限定的
法人の運営基盤	・会計、税務、労務、広報など法人運営の管理面の体制を十分に整えることができず、指定申出のための準備を進めることができない。

条例指定制度の今後の運用に向けた提言

1 条例指定制度の運用によって目指す方向性

- 市民からNPO法人への寄附が根付いていくことは、多様性・柔軟性・きめ細かさといった特徴をもつNPO活動と連動して、市民による相互支援で暮らしやすい地域をつくっていく上で重要
- 行政としては、条例指定制度の運用を通じて、こうした寄附を受けながら地域で活動する主体として、指定基準に定める「地域で広く支持を受け、適正に運営されるNPO法人」が増えていくように取り組むべき

2 指定基準のあり方

- ⇒ 現行の指定基準は、当面は継承すべきである。
- (理由)・地域における支持の実績を測るために、一定程度の金銭的負担があるかどうかをみることで透明性と公平性を確保できるとした導入時の考え方は現時点でも妥当
 - ・川崎市の指定基準は、地域に求められるNPO法人のあり方も表すもの
 - ・今般の特定非営利活動促進法の改正で認定のPST基準が変更されていない。

3 具体的な取組

- 制度の使いやすさの向上
条例指定の取得意向がある法人が必要以上に時間や労力をかけず手続を行えるようにする。
 - － 条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化
 - － 基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討
 - － 法人設立段階からの指定基準等の周知
- 条例指定NPO法人等への寄附促進
制度の本来目的であるNPO法人に対する財政的支援を実現し、指定取得の効果を高める。
 - － 条例指定NPO法人等のファンドレイジング力向上に向けた支援
 - － 条例指定制度・認定制度の周知や条例指定NPO法人等の活動に関する広報の支援
 - － 企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討
- 法人の運営基盤の整備・強化のサポート
条例指定を取得しうるNPO法人の拡大、事業の効果的実施、NPO法人の信頼性向上を図る。
 - － 会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備
 - － 法人運営の管理面を継続的にサポートするスタッフ人材の育成等
 - － 中長期的な経営視点に立った伴走型の支援体制の整備